

## 社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動の助成事業実施要綱

(平成 29 年 7 月 25 日制定)

(事業の目的)

第 1 条 この事業は、青森県内の建設に関する社会資本の整備や維持管理に係る研究又は活動(以下「研究等」という。)をする団体を対象に支援を行い、青森県における社会資本の整備及び保全を推進し、県民の安全で安心な生活の実現を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 公益財団法人青森県建設技術センター(以下「センター」という。)は、青森県内にあ  
る教育機関、NPO 法人又は非営利団体が行う研究等に対し、それに要する費用の一部又は全  
部を助成するものである。

(対象となる研究等)

第 3 条 本事業で支援する研究等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木建設技術の発展又は社会資本の保全に寄与する新技術・新工法の研究
- (2) 建設行政の円滑かつ能率的な執行に寄与する研究
- (3) 社会資本の整備や維持管理に係る講演会、フォーラムなどのイベント活動又は地域活動
- (4) 自然災害時にボランティア団体等が行う災害調査・災害復旧等の活動
- (5) その他センター理事長が適当と認めるもの

(助成の条件)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する新技術・新工法の研究において、複数年度にわたる研究に  
対する助成は 3 箇年度を限度とする。

- 2 助成金の使途は、研究等に直接要する費用を原則とする。
- 3 センターは、助成金の適正な執行を図るため、必要な条件を付すことができる。

(交付の申請及び交付の決定)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める募集要項により、「助成金交付申請書  
(様式 1)」及び添付書類をセンターに提出するものとする。

- 2 センターは、前項の申請があったときは、別に定める「社会資本の整備や維持管理に係る研  
究又は活動の助成事業審査委員会」の審議を経て、助成金を交付すべきものと認めたときは予  
算の範囲内において交付の決定をする。
- 3 センターは、前項の決定を「交付(不交付)決定通知書(様式 2)」により、申請者に通知す  
る。

(助成金の請求)

第 6 条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、「助  
成金交付請求書(様式 3)」をセンターに提出して助成金の交付を請求することができる。

- 2 センターは、前項の請求に対して交付の決定をした金額の範囲内で助成金を交付する。

(変更)

第 7 条 助成事業者は、交付の決定の通知を受けた後、交付決定に変更が生じたときは速やかに  
「変更交付申請書(様式 4)」及び添付書類を提出して、センターと協議しなければならない。

- 2 センターは、前項の協議の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。  
この場合において、助成金の額の変更を必要とするときは、併せてその決定をするものとする。
- 3 センターは、募集要項に定める軽微な変更の届出を除き、前項の承認及び決定を「変更交付  
決定通知書(様式 5)」により、助成事業者に通知する。

(完了報告)

第 8 条 助成事業者は、交付の決定を受けた年度の研究等が完了したときは、当該年度内に、「完  
了報告書(様式 6)」及び添付書類をセンターに提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 9 条 センターは、前条の報告を受けたときは、その実績が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定する。

2 センターは、前項の規定により確定した金額を超える助成金が既に交付されているときは、その金額の返還を助成事業者に請求するものとする。

3 センターは、前二項に係る金額を「精算通知書(様式 7)」により、助成事業者に通知する。  
(助成金の取消し)

第 10 条 センターは、次の各号に該当する事項が生じていると認められた場合には、既にした交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成事業者が助成金を他の用途へ使用したとき。

(2) 助成事業者が交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 助成事業者が研究等を実施しなかったとき。

2 前項に該当する場合に、既に助成金の交付がなされているときは、助成事業者は取り消された助成金に相当する金額をセンターに返還しなければならない。

3 前条の規定は、第 1 項の規定による取消しがあった場合について準用する。

(公開)

第 11 条 センターは、本事業の公益性や透明性を確保するために、助成事業者が実施した研究等の概要をセンターのホームページで公開することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。